鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町

第4号

2004年（平成16年）6月1日発行

新市の名称として 1,364件の応募がありました。 たくさんのご応募ありがとうございました。

第5回合併協議会（鷹巣町中央公民館）

- 現庁舎は本所・総合支所として活用
- 議会議員の定数及び任期については継続協議

第4回・第5回 協議会報告

第4回・第5回合併協議会が開催されました。

第4回協議会では、「地方税の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「条例・規則等の取扱い」ほか、第3回協議会で継続協議となった「財産の取扱い」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について協議されました。

第5回協議会では、「事務組織及び機構の取扱い」「一部事務組合等の取扱い」「使用料、手数料の取扱い」ほか、第4回協議会で継続協議となった「議会の議員の定数及び任期の取り扱い」「特別職の身分の取扱い」について協議されました。

第4回協議会報告

平成16年4月28日　合川町農村改善センター

「地方税の取扱い」については提案のとおり確認されました。

協議第19号　一般職の職員の身分の取扱いについて

調整内容

一、4町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

二、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

三、職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図る。

四、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

「一般職の職員の身分の取扱い」については、委員から職制や給与体系、定員適正化などについて、多くの意見がありこれを踏まえて、後日更に詳しい提案をすることとしました。

協議第20号　特別職の身分の取扱いについて

調整内容

一、特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。

二、特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

「特別職の身分の取扱い」については次回に継続協議となりました。

第4回合併協議会の様子

鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程第7条の規定に基づき報告されました。

報告第16号　監査委員の選任について

合川町の代表監査委員の交代により協議会の監査委員に1名の欠員が生じたので、鷹巣阿仁地域合併協議会規約第15条第1項の規定により、4町の町長が協議し次の方を選任したことが報告されました。

合川町　代表監査委員　平川　忠夫

協議第18号　地方税の取扱いについて

調整内容（一部抜粋）

（個人町民税）均等割の税率については、地方税法の規定により3,000円とする。

（固定資産税）税率については、現行どおりとする。

（個人町民税・固定資産税）納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。

報告第15号　平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会歳入歳出決算報告について

条例・規則等の取扱いについて

調整内容

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。
一、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
二、合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
三、合併後、逐次制定し、施行するもの。

「条例・規則等の取扱い」については、提案のとおり確認されました。

第3回協議会で継続協議となった事項について協議報告

協議第14号

財産の取扱いについて

調整内容

一、4町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、地元で調整が必要な事項については合併時までに調整を図る。
二、各町の財産区は、新市においても存続させるものとする。

「財産の取扱い」については、提案のとおり確認されました。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（決定方法）

協議第15号

調整内容

議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については継続協議となりました。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号

一、新市に一つの農業委員会を置く。
二、4町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。
三、新市の選挙による委員の定数は30人とする。
四、鷹巣町2、合川町1、森吉町2、阿仁町1の選挙区を設置することとし、選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」については、第3回で出された「農業委員会調整会議」の意見を踏まえ協議により確認されました。

第5回協議会報告

平成16年5月17日　鷹巣町中央公民館

新市名称募集の結果について

報告第17号

新市名称の募集の結果が報告されました。

事務組織及び機構の取扱いについて

協議第22号

調整内容

一、新市における4町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。
二、事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。
三、新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。

「事務組織及び機構の取扱い」については、提案のとおり確認されました。

なお、委員からは、現在の支所の取扱いを含めて効率性の追求は必要だが、地域住民の地域のサービス低下に対する不安解消も十分考慮するようにという意見などがあり、これを踏まえて具体案を作成することとしました。

一部事務組合等の取扱いについて

協議第23号

調整内容

一、鷹巣町外六ヵ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
二、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、森吉町外二ヵ町村生活環境施設組合、森吉町外四ヵ町村病院組合及び公立合川高等学校組合については、上小阿仁村と協議の上、別途提案する。
三、公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。

「一部事務組合等の取扱い」については、提案のとおり確認されました。

委員からは、上小阿仁村との協議を急ぐようにと意見が出され、そのように努力することとしました。

協議第24号

使用料、手数料の取扱いについて

調整内容
一、施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。 二、各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。

「使用料、手数料の取扱い」については、提案のとおり確認されましたが、斎場使用料について無料と有料の意見が出るなど、様々な議論があり、これを踏まえて具体案を作成することとしました。

第４回協議会で継続協議となった事項について協議報告

協議第15号

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて（決定方法）

継続協議となりました。

協議第20号

特別職の身分の取扱いについて

「特別職の身分の取扱い」については、常勤の特別職と行政委員会の委員について、その法定定数と合併直後の取扱い等を説明し、第４回の提案内容で確認されました。

第６回協議会で協議される協議案件についてお知らせします。

協議会では、委員の皆さんに説明資料を十分ご検討頂いた上で協議会に臨んで頂くために、協議案件を前もって提案する方式をとっています。

次回協議案件

協議第25号

公共的団体等の取扱いについて

調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。

協議第26号

補助金、交付金等の取扱いについて

調整内容	４町の補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。 （１）４町で同一、あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。 （２）４町の独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。 （３）他の補助金等に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

協議第27号

慣行の取扱いについて

調整内容	１・市章、花、木、鳥等の慣行については、新市において調整、決定する。

	鷹　巣　町	合　川　町	森　吉　町	阿　仁　町	調整の具体的方針
1．町　　章	 鷹巣町の「た」を鷹の翼状に図案化して躍進を、円形は、明・和・信を表徴したものである。	 「あ」「い」を図案化し、躍進、近代的爽快，発展的雄飛を表現している。	 森吉町のモリをシンボライズしたもので、円形は平和と円満、翼形は町政の躍進を表している。	 阿仁町の「ア二」を図案化し、「ア」は山を「二」は川を表し、円形をもって町の平和と協調を表現したもの。	市章は新市において調整決定する。
2．町の花	ひまわり	―――	ニッコウキスゲ	花　菖　蒲	市の花は新市において調整決定する。
3．町の木	秋　田　杉	梅	もろびと	カ　ツ　ラ	市の木は新市おいて調整決定する。
4．町の鳥	鷹	―――	クマゲラ	やまどり	市の鳥は新市において調整決定する。
5．町の歌	鷹巣町民歌	合川町民歌	森吉町民歌	阿仁町民歌	市の歌は新市において調整決定する。
6．町民憲章	わたくしたちは、緑の自然と青空にめぐまれ、力強く前進する鷹巣の町民であることに自覚と誇りをもち、古い歴史を受けつぎ、この町をより住みよくより豊かに発展させるための道しるべとして制定された。 1．からだをきたえしごとにはげみ　明るい町をつくります。 2．郷土を愛し　力をあわせ　楽しい町をつくります 3．生涯を学習し　文化をひろめ　豊かな町をつくります 4．緑を育て　環境をよくし　美しい町をつくります 5．未来に目をひらき　福祉を進め　住みよい町をつくります	―――	1．健康で仕事にはげみ、豊かな町をつくります。 2．信じあい、助け合って、住みよい町をつくります。 3．きまりを守り、事故のない、明るい町をつくります。 4．自然を愛し、環境を整え、美しい町をつくります。 5．教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。	1．健康で働き、活気ある豊かな町をつくりましょう。 2．思いやりある、親切な暖かい町をつくりましょう。 3．きまりを守り、安全な明るい町をつくりましょう。 4．自然を愛し、美しい希望の町をつくりましょう。 5．よく学び、文化と創造の町をつくりましょう。	市民憲章は新市において調整決定する。
7．宣　　言	非核平和宣言	社会福祉の町宣言	非核平和宣言	非核平和宣言	宣言は新市において調整決定する。
8．キャッチフレーズ	―――	―――	森と湖とメロディーのまち	マタギの里	キャッチフレーズは新市において調整決定する。
9．表　　彰	1．鷹巣町名誉町民条例 2．鷹巣町名誉町民条例施行規則	1．合川町名誉町民条例 2．合川町名誉町民条例施行規則 3．合川町表彰条例 4．合川町集落役員永年勤続者に関する表彰規程	1．森吉町表彰規則 2．森吉町消防団表彰規則	1．阿仁町名誉町民条例 2．阿仁町名誉町民条例施行規則 3．阿仁町表彰規則	表彰制度は新市において調整決定する。

新市名称募集ご協力ありがとうございました

作品応募総数　　1,364件

５月17日の第２回新市名称選考小委員会で、候補作品の絞り込み作業に入りました。今後更に法定協議会で協議されて、新市の名称を決定することになります。

協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けして下さい。

尚、会場の大きさにより傍聴できる人数を制限する場合もあります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

また、注意事項の張り紙もありますので確認の上、入場してください。

会議録が閲覧できます

開催された協議会の会議資料が閲覧できます。

ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町各合併担当課窓口までお越し下さい。

また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されています。ご覧下さい。

訂正について

協議会だより第３号の「４町の職員の状況」の中で、阿仁町の「町立病院職員数」が掲載されておりませんでした。次のとおりお知らせします。

町立病院職員数……40人
（平成15年４月１日現在）

お　知　ら　せ

第６回合併協議会の開催について

日時：６月２日（水）午後２時から

場所：森吉町コミュニティセンター

※お気軽に傍聴においで下さい。

季節の写真　つつじ

編集・発行　**鷹巣阿仁地域合併協議会　事務局**

〒018−3360　秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号（鷹巣町役場内）

TEL　0186－69－8088　　FAX　0186－62－2880

ホームページアドレス　http://www.takaa.jp　　Eメールアドレス　gappei@takaa.jp